

庁内 LAN・住民情報系クライアントパソコン等機器
賃貸借（リース）仕様書

堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

目次

1	件名	1
2	概要	1
3	賃貸借期間	1
4	対象機器	1
5	業務内容	1
6	留意事項	1
7	設置場所	1
8	機器等の納入	2
9	納入期限等	2
10	設計、設定、構築、動作確認作業等	2
10.1	全般	2
10.2	クライアントパソコン（庁内 LAN）（別紙 1 導入機器等仕様書 1 ハードウェア等一覧①②共通）	3
10.3	クライアントパソコン（住民情報系）（別紙 1 導入機器等仕様書 1 ハードウェア等一覧③）	4
11	動作保証	5
12	保守業務	5
12.1	保守概要	5
12.2	保守体制	5
12.3	保守の内容	5
13	動産保険	6
14	賃貸借期間終了後の取り扱い	6
15	賃借料の支払い	6
16	賃借料以外の費用負担	6
17	機密保護	7
18	その他付帯事項	7
19	その他	7
	別紙 1 導入機器等仕様書	8
1	ハードウェア等一覧	8
2	機器詳細仕様	8
3	スイッチング HUB（8ポート） × 8セット	12
	別紙 2 暴力団等の排除について	13

1 件名

庁内 LAN・住民情報系クライアントパソコン等機器賃貸借（リース）

2 概要

本仕様書は、堺市行政情報ネットワークシステム（以下、「庁内 LAN」という。）及び住民情報システム（子育て支援総合システム）で使用するハードウェア及びソフトウェア等の賃貸、それら設定作業、環境構築作業及び保守作業等について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。

3 賃貸借期間

別紙 1「導入機器等仕様書」のとおりとする。

4 対象機器

別紙 1「導入機器等仕様書」のとおりとする。

5 業務内容

- (1) 別紙 1「導入機器等仕様書」に記載の機器及びソフトウェア（以下、「借入機器等」という。）の賃貸（リース）
- (2) 借入機器等の搬入、OS、Office、ウイルス対策ソフトウェア等の導入、設定、設置、動作確認作業
- (3) 資源配布ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア及びデータ持ち出し制限ソフトウェアの導入、設定及び動作確認
- (4) 借入機器等の保守業務（別紙 1「導入機器等仕様書」に保守不要の旨記載のあるものを除く）
- (5) 賃貸借期間終了時の機器のデータ消去、物理破壊、搬出及び運搬
- (6) その他、仕様書に定める作業

6 留意事項

- (1) 本市既存環境に障害等を発生させないものであること。
- (2) クライアントパソコンは、保守の効率を考慮し、別紙 1「導入機器等仕様書」「1 ハードウェア等一覧」の①、②、③でそれぞれ全台同一メーカーの同一モデルであること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) 機器の運搬、搬入、設置等に必要なる一切の諸経費については、本調達に含むこと。
- (5) 発注者の推進する「堺市グリーン調達方針」に基づいた機器を選定するよう努めること。なお、「堺市グリーン調達方針」については、発注者ホームページを参照すること。
- (6) 借入機器及び付属品の見えやすいところに、本調達の業務名、賃貸借期間及び障害時の連絡先を掲示すること。また、発注者から提示する機器識別名を掲示すること。掲示内容、掲示場所については、発注者の指示に従うこと。また、設定内容と対応した納入機器一覧を提出すること。
- (7) 端末のウイルス対策ソフトウェアの設定作業は、発注者の定める手順で行うこと。なお、ウイルス対策ソフトウェアのライセンスについては、別紙 1 のとおり用意するものとする。
- (8) 資源配布ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア及びデータ持ち出し制限ソフトウェアの導入、設定、動作確認作業は、発注者の定める手順で行うこと。なお、各ソフトウェアのライセンスについては、別紙 1 のとおり用意するものとする。
- (9) 賃貸借期間終了から 1 年以内のリース延長が可能であること。
- (10) OS 及び Office は発注者がマイクロソフト社と契約しているソフトウェアライセンス（Microsoft 365 E3）を用いて導入すること。ただし、インストールメディアが必要な場合は発注者側で用意するものとする。

7 設置場所

堺市子育て事務センター事務所

堺市堺区熊野町東 4-4-20 林ビル 5 階、6 階

8 機器等の納入

- (1) 機器の運搬、搬入、設置等に必要の一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。
- (2) 「7 設置場所」へ納入すること。また、設置に際して梱包材等の残物がある場合は受注者が持ち帰り、処分すること。なお、納入の際に必要なとなる一時的な作業場所については、納入設置スケジュールを元に協議後、発注者が用意する。
- (3) 搬入等の車両の駐車スペースについては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 納入設置スケジュールを作成し、発注者の承諾を得ること。また、発注者の指示に従って納入作業を実施すること。発注者からの指示が別途必要な場合は、何に関してどのような内容の指示が必要なのかを具体的に示すこと。
- (5) クライアントパソコンの設定作業は、受注者内であらかじめ実施し、設定完了済みのクライアントパソコンを納入すること。発注者へ一括納入しての設定作業は作業場所が必要となるため認めない。なお、当市ネットワークに接続が必要な作業を行う場合は、発注者が用意する作業場所にて作業を行うこと。
- (6) 納入機器の当初不良に関しては、賃貸借期間開始前までに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。
- (7) 納入したすべての機器について動作確認テストを行い、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目は、全ての借入機器が正常に動作することが判断できるよう、必要なテスト項目を適切に設定し発注者と合意すること。
- (8) 動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告し、賃貸借期間開始日前に問題を解決すること。また、必要に応じて借入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。問題解決のために発生した費用は受注者が負担すること。
- (9) 発注者確認中に発生した機器障害について、賃貸借期間と同様の保守対応をとること。
- (10) 運用マニュアルをもとに借入機器等に関する操作説明を行い、発注者運用担当者への引継ぎを実施し、引継ぎ完了について発注者と合意すること。
- (11) 借入機器等の搬入、設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。
- (12) 設置は、各設置場所の業務都合を考慮し、時間外・休日等でも対応すること。

9 納入期限等

- (1) 下記の資料について、落札後速やかに提出し、発注者の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は、発注者の承諾を得た上、速やかに修正し再提出すること。
 - ア スケジュール
 - イ 借入機器等明細書
 - ウ 借入機器詳細仕様
- (2) 納入機器は、賃貸借期間開始前までに、設置場所ごとに発注者が指定する期日に納入すること。別紙1「導入機器等仕様書」の納入期限までに設置・導入・動作確認を完了していること。
- (3) 搬入等の作業において、発注者庁舎等に破損、汚損等の恐れがある場合は、適切な方法において養生を行うこと。また、本作業における発注者庁舎等への損傷は本業務受注者の負担により完全に補修を行うこと。

10 設計、設定、構築、動作確認作業等

10.1 全般

- (1) 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。また、受注者については、調達機器等の仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項への適切な対応ができる体制をとること。なお、人員及び体制については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (2) すべての作業において、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。また、全ての作業についてパラメータシート及びマニュアルを作成し提出すること。
- (3) 作業実施前には、必ず発注者と調整会議を開催し、作業内容等の確認を行うこと。また運用継続性を最優先として期間や作業仕様を発注者の指示に従って調整すること。
- (4) 作業に際しては発注者の通常業務、庁内 LAN 及び稼働中の業務システム等に影響を与える恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、全体会議等にて事前にリスク等を明ら

かにし発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い責任をもって対応すること。

- (5) 各種設計、手順等発注者が指示する資料については、ドキュメント化したうえで発注者の承諾を得ること。
- (6) 納入機器の設定変更があった場合は、該当箇所を資料にまとめ、発注者に引継ぎを行うこと。また、既存の設定資料の修正を行うこと。
- (7) 発注者に提出する資料は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 等により作成した再利用可能な電子ファイルを DVD-R に記録したものを提出すること。主な対象は以下のとおりとする。
 - ア 展開計画書 兼 スケジュール
 - イ 展開手順書
 - ウ 端末パラメータシート
 - エ 作業完了報告書
- (8) 発注者が運用する不正接続防止システム及び DHCP サーバに登録するため、庁内 LAN ネットワーク及び住民情報系システムに接続する 2 週間前までに、接続するクライアントのホスト名及び MAC アドレスを、発注者へ情報提供すること。
- (9) 納入機器については、住民情報系は 8 月末までに全台の設置・導入・動作確認を完了し、子育て総合支援システムの保守事業者に引き渡すこと。庁内 LAN は、賃貸借期間開始までに発注者が指定する期日に納入し、全台の設置・導入・動作確認を完了していること。

10. 2 クライアントパソコン（庁内 LAN）（別紙 1 導入機器等仕様書 1 ハードウェア等一覧①②共通）

- (1) 発注者が指定する要件（要求仕様）に基づきクライアントパソコンの設定を行い、検証を行うこと。また、動作検証内容及び結果について発注者の合意を得ること。なお、具体的な要件については、セキュリティ情報を含むため受注者にのみ提示する。
- (2) 発注者が指定するソフトウェアの動作保証を行うこと。詳細は別紙 1 「導入機器等仕様書」を参照すること。
- (3) 受注者は、庁内 LAN にて既存で利用している以下のシステムがすべて正常に稼働するよう設計、設定すること。また運用する上で必要となる設定は発注者の要件に基づき設計を行うこと。必要に応じて受注者にて疑似環境を準備すること。また、各システムがバージョンアップした場合には、動作を確認すること。
 - ア Microsoft System Center Configuration Manager（以下、SCCM）
 - イ Microsoft Windows Server Update Services（以下、WSUS）
 - ウ Microsoft ActiveDirectory（以下、AD）
 - エ Microsoft 365
 - オ Microsoft Dynamic Host Configuration Protocol（以下、DHCP）
 - カ Trend Micro Apex One
 - キ SKYSEA Client View
 - ク VMware Horizon Client
- (4) 受注者は、ドメイン設定、ネットワーク設定、BIOS 設定、OS 設定、DNS サーバへの参照機能、グループウェアサーバへの接続設定及び対応するためのブラウザ設定、インターネットへのアクセス、プリンタへの印刷設定、など、庁内 LAN を利用する上で必要となる設定について、別途提示する発注者の要件通り設計・構築して動作を確認すること。また、新たに検討すべき要件が生じた場合、安定稼働に必要な設定を行うこと。
- (5) 発注者の環境としては、WSUS 環境及び SCCM 環境、KMS 機能、ActiveDirectory 環境である。既存環境には発注者が利用中の別 OS クライアントが多数存在しているため、既存環境の動作に影響やトラブルを出さぬよう、十分配慮して作業計画を行い発注者の承認を得ること。また、受注者は、発注者が必要とする情報を提供し、庁内 LAN 保守業者に協力すること。
- (6) 新規クライアント導入に伴うサーバ側の設定（AD の OU 移動など）やリソース確保（DHCP の IP 確保）などを実施するにあたり、必要な情報が生じた際には、受注者は必要とする情報を提供すること。
- (7) (3) のア～クについて、サーバ側から正しくクライアントとして導入した全台が認識され、クラ

クライアントの各機能が正常に動作していることを確認し、発注者にエビデンスを提出すること。また、正常に動作できていない場合、個別対応を行うこと。

- (8) OS 及びデバイスドライバの動作仕様の確認や、不具合の調査などについては、受注者側で調査に必要な体制や、サポート窓口を設けて問題解決をすること。
- (9) その他ソフトウェアの不具合があった場合は、発注者と連携して問題解消に努めること。
- (10) 発注者にて稼働している財務会計システム及び電子申請システムが問題なく動作するように、対応する設定やプラグインの導入を行うこと。上記で設計した設定値と競合する場合には、発注者及び各所管課と調整すること。なお、詳細要件は受注者にのみ提示する。
- (11) パソコンのディスク (SSD) についてはハードディスクロックを行うこと。また、ユーザでのパソコン電源投入時に、そのディスクパスワードの入力が発生しないように設定を行うこと。
- (12) 上記のパスワードについては、機種ごとで共通とし、展開完了後に一覧として提出を行うこと。
- (13) 内蔵されたディスク装置 (SSD) 以外の USB 機器 (DVD ドライブ・USB メモリ等) やネットワーク (PXE ブート) から、起動できないように BIOS にて設定を行うこと。
- (14) Windows での BitLocker の設定を行い、パスワードについては TPM (セキュリティチップ) に記憶させ、パソコンの起動時にパスワードを入力させないようにすること。また、設定された回復パスワードについては受注者にて一覧化を行い、回復パスワードが変更された時に管理できるように業務実施前に発注者と協議を行うこと。

10. 3 クライアントパソコン (住民情報系) (別紙 1 導入機器等仕様書 1 ハードウェア等一覧③)

- (1) OS のセットアップについては、設定完了済みの端末を搬入するか、搬入後に発注者の定める作業場所で設定すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアのセットアップについては、搬入後に発注者の定める作業場所で設定すること。
- (3) 借入機器への Office のセットアップについては、設定後に搬入するか、搬入後に発注者の定める作業場所で設定すること。
- (4) 資源配布ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア及びデータ持ち出し制限ソフトウェアのセットアップについては、搬入後に発注者の定める作業場所で設定すること。
- (5) BIOS 等メーカー固有の設定項目等がある場合、あらかじめその情報を発注者に提供し、設定内容について、発注者と協議すること。
- (6) 設定作業期間中に設定内容の見直し等を行った場合、また借入機器が正常に動作しないことが判明した場合、設定変更を行い、既に設定を終えた借入機器を含めて再設定すること。
- (7) 導入する OS・Office のバージョン及び適用サービスパックについては、発注者の指示に従うこと。
- (8) 借入機器から本調達以外のプリンタを利用することもあるため、該当するプリンタドライバについても設定を行うこと。
- (9) 「.NET Framework」に関して、マイクロソフトのサポートポリシーに準じた OS に対応する「.NET Framework」を設定すると共に、「.NET Framework3.5 系」も設定すること。
- (10) 端末の導入にあたっては、以下の通りの申請を行うこと。
 - ・事前に現地作業者はユーザアカウント申請を行うこと。
 - ・端末での作業には、二要素認証システムでの顔認証が必要であるため、事前に作業員は本市にて写真撮影を行うこと。
- (11) 発注者ネットワークでは KMS サーバを用いていないため、マイクロソフト製品の認証には電話認証を行うこと。その際には職員業務に影響を与えないよう、考慮すること。
- (12) OS のセットアップ時には、発注者と協議の上不要なアプリケーション (マイクロソフトストアアプリ等) をアンインストールし、ユーザが使用できないようにすること。
- (13) pdf ファイルを閲覧できること。
- (14) OS の設定については、発注者と協議の上決定すること。
- (15) データ持ち出し制限ソフトウェアは、インストールする際に、媒体制御の種別毎に 3 種類の設定があることを考慮すること。
- (16) 発注者ネットワークへの接続前に、発注者から提供する資料を元にコンピュータ名や IP アドレスの重複等がないことを事前確認すること。

11 動作保証

- (1) 本市及び子育て総合支援システム保守業者に借入機器に関する操作説明（使用方法、電源スイッチ、パネル表示内容等）を行うこと。なお、日程に関しては本市と調整すること。
- (2) 借入機器設定情報及び操作に係る各種手順書など、必要なドキュメントを合わせて納品すること。
- (3) 動作確認テストを行い、すべての借入機器が正常に動作する事が判断できるよう必要なテスト項目を適切に設定しテストすること。
- (4) システム保守業者と協力の上、借入機器に対するチューニング等の技術支援を行うこと。
- (5) 動作確認作業において問題が生じた場合は、随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告することとし、速やかに対応すること。
- (6) 借入機器上でのソフトウェア動作に問題がある場合は、システム保守業者と協議の上で誠実に対応すること。また、動作確認作業中に端末ソフトウェアのセットアップに変更が生じた場合は、端末の再セットアップ等を行うこと。
- (7) 本市で住民情報系ネットワークの端末に導入されている、資源配布ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア及びデータ持ち出し制限ソフトウェア等が正常に動作すること。なお、端末の動作不安定時等は、本市の依頼により、ソフトウェアの保守業者と協力し、問題の解消にあたること。

12 保守業務

12.1 保守概要

- (1) 賃貸借期間中において、借入機器により稼働しているシステムが常に完全な機能を保つように保守作業を万全に行うこと。また、保守作業にあたっては、発注者との円滑な協力体制を実現すること。
- (2) 機器の障害状況等については月次の報告書を発注者へ提出するとともに、半年に1回、定例会を設けて報告を行い、報告書及び定例会議事録を提出すること。
- (3) 賃貸借期間中に OS、ファームウェア、資源配布ソフトウェア、二要素認証ソフトウェア及びデータ持ち出し制限ソフトウェア等の変更が発生した場合についても、保守対応すること。
- (4) 保守作業にあたっては、発注者及びシステム保守業者との円滑な協力体制を実現し、柔軟に対応すること。

12.2 保守体制

- (1) 保守体制及び保守連絡先は、落札後速やかに文書で提示し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。担当者については、調達ハードウェアの仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項に対し適切な対応ができる者を配置すること。
- (3) 保守要員は、障害コール後、翌開庁日中に設置場所に到着し、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (4) 保守サービス時間帯は平日 9 時から 17 時 30 分とする。
- (5) 発注者業務及び稼働中の業務システムに影響があると考えられる作業を実施する場合、あらかじめ作業内容・作業日時等を発注者に報告・協議を行い、発注者の承諾を受けた上で実施すること。
- (6) 受注者は納入する製品について熟知していること。

12.3 保守の内容

- (1) 発注者からの電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、ハードウェア及び基本ソフトウェア（OS 及びデバイスドライバ）に関する問題や障害に対しては、速やかに対応すること。
- (2) 保守要員の修理・診断によって端末がメーカーサポート対象外にならないようにするため、メーカーから純正のパーツ提供を受けて修理を行うこと。
- (3) 保守部品（付属品含む）を常時保有するとともに、翌々開庁日に借入機器設置場所への供給が可能であること。なお、交換部品については無償とすること。
- (4) 発注者からの電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、ハードウェア及び基本ソフトウ

- ウェア（OS 及びデバイスドライバ）に関する問題や障害に対しては、速やかに対応すること。
- (5) 障害時の連絡対応、調査及び障害切り分け作業を行うこと。
 - (6) 今回調達する機器に起因する可能性がある障害発生時は迅速に対応し発注者と連携をとること。
 - (7) 障害発生時における不良箇所について部品手配及び部品交換を行うこと。
 - (8) 障害時の部品交換作業等は借入機器設置場所で行うこと。持ち帰りで作業が必要な時は、機器がワイヤーロック等で施錠されている場合があるため、借入機器設置場所の指示に従うこと。
 - (9) 障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、現地で物理的破壊によるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施し、適切に処分すること。また、記録データを完全に復元不可能とする処理方法について事前に発注者の承諾を得たうえで、処分後、書面により処理方法及び処理結果について報告を行うこと。
 - (10) 部品交換作業後、必要となる OS、各ソフトウェアの設定及び動作確認作業を実施すること。
 - (11) 納入機器のうち、賃貸借期間中に交換が必要な消耗部品がある場合は、その交換について交換スケジュールを提示し発注者の了承を得た上で実施すること。また、部品及び作業に係る費用は賃借（リース）料に含むこと。
 - (12) 保守対応後は、稼働立ち会いを実施すること。
 - (13) 保守作業実施時には、保守内容等を記載した報告書を提出すること。また、障害原因の詳細な報告及び障害予防対応についても、発注者の求めに応じ誠実に対応すること。
 - (14) 借入機器のうち、クライアントパソコンについてハードディスク障害等によりソフトウェアの再インストールが必要になった場合は、速やかな復旧を行うこと。
 - (15) 復旧作業に伴いパソコンの MAC アドレス等が変更される場合は、ネットワーク接続の前に発注者に連絡を行うこと。
 - (16) システム開発業者等からの技術情報の提供要求に対して、調査及び情報開示を行うこと。
 - (17) 借入機器が動作するために必要なファームウェア等の更新がある場合は、ファームアップ作業を実施すること。なお、事前にファームアップの内容を発注者に報告すると共に、発注者及びシステム保守業者と協力し、発注者システムに影響を与えない事を確認した上で作業を実施すること。また、必要に応じて動作確認作業を行うこと。
 - (18) 本調達で導入するソフトウェアの再導入が必要となった場合、再導入すること。
 - (19) 発注者の故意、過失による故障及び損傷は保守対象外とする。
 - (20) 特に記載のない作業についても、借入機器に障害が発生しないように必要に応じて実施すること。

13 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

14 賃貸借期間終了後の取り扱い

- (1) 発注者の指示に従って「7 設置場所」からの借入機器等撤去の作業（運搬含む）を行うこと。
- (2) 庁内 LAN 端末は、ハードディスクの破壊または乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施すること。住民情報系端末は、ストレージ等記憶領域の物理破壊を実施すること。
- (3) 借入機器ごとに処理結果を一覧表等にまとめ発注者へ報告をした上で適正に処分すること。
- (4) 撤去やデータ消去等にかかる一切の経費は本調達に含むこと。
- (5) 物理破壊後、廃棄証明を発注者に提出すること。
- (6) リース延長を行う場合は発注者と協議し決定すること。

15 賃借料の支払い

本業務に係る受注者に支払うこととする。

16 賃借料以外の費用負担

発注者は、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

17 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、個人情報等の保護に係る誓約書等、発注者が定める書類を提出しなければならない。

18 その他付帯事項

- (1) 借入機器の保守に関する業務を第三者に委任し、又は請負わせること（以下「再請負」という。）により業務を履行しようとする場合は、再請負先（複数可）、再請負の内容、その他発注者が必要と認める事項を所定の書式により届け出て、あらかじめ承諾を得なければならない。ただし、発注者が必要でないと認める場合はこの限りではない。なお、再請負先がさらに再々請負を行うことは認めない。
- (2) 本業務に携わる者は、あらかじめ発注者に届出し、承諾を得ること。なお、契約締結後速やかに発注者所定の様式にて届出すること。
- (3) 業務従事者が必要な事務用品等は、受注者側が費用負担の上、用意すること。
- (4) 発注者の施設への立ち入り、各部屋への入退室、ごみの取扱い等、発注者の施設における従事者の行動は、発注者のルールを順守すること。
- (5) ストレージ等の記憶領域の物理破壊を含むデータ消去作業については、「7 設置場所」で実施すること。

19 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。
- (3) 別紙2「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、各種法令及び発注者の条例、規則、堺市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

別紙1 導入機器等仕様書

1 ハードウェア等一覧

No.	機 器	数量	賃貸借期間	納入期限
①	クライアントパソコン (庁内 LAN)	10 式	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 9 月 30 日
②	クライアントパソコン (庁内 LAN)	4 式	令和 7 年 10 月 15 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 10 月 14 日
③	クライアントパソコン (住民情報系)	25 式	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 9 月 30 日

2 機器詳細仕様

以下は1式ごとの仕様である。

(1) クライアントパソコン (A4 ノートブック) ①②共通

No.	項目	仕様
1	基本	・ ノート型パソコンであること。
2	CPU	・ インテル Core i5-1334U (最大 4.6GHz) と同等以上のスペックを有すること。
3	メモリ	・ メインメモリは、8GB 以上を搭載すること。
4	ハードディスク	・ 256GB 以上のフラッシュメモリディスクを搭載すること。 ・ ハードディスクロックを有効にし、かつ、パソコンの起動時にそのパスワード入力を求められないこと。 ・ Bitlocker による暗号化を有効にし、かつ、パソコンの起動時にパスワード入力を求められないこと。
5	LAN インターフェイス	・ 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T に準拠したインターフェイスを有すること。(規格は RJ-45)
6	ディスプレイ	・ 15.6 型ワイド液晶ディスプレイであること。 ・ 1366×768 ドット以上で 1,677 万色以上 (FRC 可) 表示できる機能を有していること。
7	キーボード	・ OADG 準拠もしくは同等仕様 (JIS 標準配列) で、Windows キー付であること。 ・ 各キーの間に間隔が設けられているアイソレーションキーボードであること。 ・ テンキー付きであること。
8	ポインティングデバイス	・ タッチパッドを有すること。
9	セキュリティチップ	・ TCG Ver2.0 に準拠していること。
10	その他インターフェイス	・ HDMI 出力端子インターフェイスを有すること。 ・ USB3.2 (Gen1) 以上に準拠したインターフェイスを合計 2 つ以上 (TypeA×2 以上) 有すること。 ・ SD カードリーダーや PCMCIA カードスロットを有さないこと。

11	基本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows11 Enterprise (64bit) • Microsoft 365 Apps 32bit • Microsoft System Center Configuration Manager Agent • Edge • Adobe Reader DC • +Lhaca • SKYSEA Client View • VMWare Horizon Client • Microsoft 社等で公開されている Windows 及び Office 製品等の追加・修正パッケージ • 各種プリンタドライバ • 外字 (EUDC) フォントファイル • ウイルス対策ソフトウェア • (トレンドマイクロ社 Apex one) など
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> • グラフィックアクセラレータは Intel® UHD Graphics 以上のスペックを有すること。 • サウンド機能を有すること。コンボステレオヘッドフォン、マイクジャックを有すること。 • バッテリーの稼働時間は、2 時間以上保持できること。 • ユーザーの意図しないところで BIOS 単体で外部通信を行う機能を有さないこと。 • アナログモデム、赤外線ポート、無線 LAN、Bluetooth、Web カメラなどを有していないこと。

※11 基本ソフトウェアのうち、SKYSEA Client Viewに係るライセンス費用は受注者側で用意すること。

※セットアップに必要となる設定情報は、納入までに発注者と協議し発注者の承認を得ること。

※「無線 LAN インターフェイス」「Bluetooth インターフェイス」「Web カメラ」は機能として有していても差し支えないものとする。ただし、BIOS 等の設定で使用不可に設定すること。

(2) クライアントパソコン (A4 ノートブック) ③

No.	項目	仕様
1	基本構造	<ul style="list-style-type: none"> ノート型パソコンであること。
2	CPU	<ul style="list-style-type: none"> インテル Core i5-1334U (最大 4.6GHz) と同等以上のスペックを有すること。
3	メモリ	<ul style="list-style-type: none"> メインメモリは、8GB 以上であること。 DDR4 SDRAM 規格に準拠していること。
4	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> 内蔵ディスクであること。 ハードディスクロックを有効にし、かつ、パソコンの起動時にそのパスワード入力を求められないこと。 容量は 256GB 以上であること。 フラッシュメモリディスクであること。 暗号化機能付であること。
5	光学ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> 不要とする。ただし、USB 接続した外付け DVD-ROM ドライブ、または DVD スーパーマルチドライブで Boot 可能な機能を有すること。
6	LAN インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠×ポート以上であること。
7	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> 15.6 インチ液晶 HD であること。
8	キーボード	<ul style="list-style-type: none"> JIS 配列に準拠していること。 テンキー付であること
9	ポインティングデバイス	<ul style="list-style-type: none"> タッチパッドを有すること。
10	I/O ポート	<ul style="list-style-type: none"> USB3.0 以上の接続ポートが 3 ポート以上あること。
11	Web カメラ	<ul style="list-style-type: none"> 有効画素数約 92 万画素以上のスペックを有すること。
12	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティスロットを有し、セキュリティワイヤーを接続することで、機器の盗難対策が行えること。セキュリティワイヤーは発注者側で用意する。
13	電源	<ul style="list-style-type: none"> 入力電圧は AC100V であること。 周波数は 50/60Hz であること。
14	質量	<ul style="list-style-type: none"> 2.4kg 以下であること。
15	基本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Windows11 Enterprise (64bit) Microsoft 365 Apps 32bit Edge Adobe Reader DC SKYSEA Client View Microsoft 社等で公開されている Windows 及び Office 製品等の追加・修正パッケージ 各種プリンタドライバ 外字 (EUDC) フォントファイル イベントログへ出力される対処すべき事項についてはその情報の提示をおこなうこと。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ セットアップに必要な設定情報は、納入迄に本市と協議し、本市の承諾を得ること。 ・ ウイルス対策ソフトウェア（トレンドマイクロ社 Apex one）（注1）、資源配布ソフトウェア（Interstage Charset Manager Standard Edition Agent V10、 Systemwalker Centric Manager Standard Edition V17）（注2）をインストール及び設定し納入すること。 ・ 「.NET Framework」に関して、マイクロソフトのサポートポリシーに準じたOSに対応する.NET Frameworkを設定すると共に、「.NET Framework3.5系」も設定すること。 		
16	強靱化ソフトウェア		型番	品名
		顔認証	AI07LEG1000	ARCACLAVIS Ways Standard Edition デバイスライセンス
			AI070FE0000	ARCACLAVIS Ways 生体認証 (RS OLFACE) 【オプション】ライセンス
		持出制御システム	Y-VB1-AP04658	秘文 Device Control ライセンス
			Y-VB1-AP04663	秘文 Data Encryption ライセンス
			Y-VB1-AP01962	秘文 AE Contents Filter
			Y-VB1-AS04658	秘文 Device Control ライセンス サポート
			Y-VB1-AS04663	秘文 Data Encryption ライセンス サポート
			Y-VB1-AS01962	秘文 AE Contents Filter サポート
			Y-VB1-AP01372	秘文 ME Agent (注3)
Y-VB1-AS01372	秘文 ME Agent サポート (注3)			
基盤システム	-	SKYSEA Client View (GL) IT 資産管理限定版 クライントラخيص (1500-1999)		
17	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動時間約2時間以上のバッテリーを有すること。 ・ 各装置を接続するケーブル等も漏れなく添付すること。 ・ アナログモデム、赤外線ポート、無線LAN、Bluetoothなどを有していないこと。 ・ セキュリティの観点から調達後に本体内にマルチドライブの増設ができない仕様であること。 ・ Windows11Enterprise (64bit) 環境で動作すること。 		

※各ソフトウェア調達に係るライセンス費用等の必要な経費は受注者側で用意すること。

なお、(注1) 及び (注2) については、令和7年10月1日から令和8年3月31日のみ、受注者側で調達すること。(注3) については、令和7年10月1日から同年12月31日までの使用を想定しており、発注者が別途調達するためインストール及び設定を行うこと。

※セットアップに必要となる設定情報は、納入までに発注者と協議し発注者の承認を得ること。

※「無線LAN インターフェイス」「Bluetooth インターフェイス」は機能として有していても差し支えないものとする。ただし、BIOS 等の設定で使用不可に設定すること。

3 スイッチング HUB (8ポート) × 8セット

No.	項目	仕様
1	L2 スイッチングハブ	<ul style="list-style-type: none">• 10 / 100 / 1000BASE-T 8ポートを搭載すること。• 通信速度の自動認識/固定設定を可能なこと。• MDI/MDI-X の切り替えが可能なこと。• 金属筐体であること。• 外形寸法 (W. D. H) 300×180×50mm 以下であること• スイッチ容量 16Gbps 以上であること。• 最大パケット転送能力 1,190 万 bps 以上であること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。